

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域交通の利用促進とバス事業の発展を推進し、移動手段の充実による「より良い暮らし」の実現を目的に、県内乗合事業者が実施する、利用者の利便性向上に資するバス事業の高度化に向けた投資に要する経費に対し、令和8年度に限り予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 路線定期運行 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線を定めて運行する形態をいう。
- (3) ノンステップバス 標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号または平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたバスをいう。
- (4) 電気バス 電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のバスをいう。
- (5) 連節バス 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）第5条第1号に規定されるバスをいう。
- (6) スマートバス停 液晶ディスプレイや電子ペーパー等に時刻表や系統図を表示する機能を持つ停留所標柱をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、滋賀県内において乗車定員11人以上の自動車路線定期運行を行う乗合事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、前条の補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）が県内で実施する利用者の利便性向上に資するバス事業の高度化に向けた以下の事業とする。

- (1) キャッシュレス設備導入事業
- (2) 先進バス導入事業
- (3) 利用者の待合環境改善または利用者の利便性向上に向けたバス事業の高度化事業
- (4) その他知事が認める、バス事業の高度化に向けた事業

(補助金の額)

第5条 補助対象経費、補助率および補助額の限度額は別表1のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容およびこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定の内容または、これに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、第 8 条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更し、もしくは中止し、または廃止しようとするときは、事業計画変更交付申請書（別記様式第 3 号）をあらかじめ知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更を伴わず、補助金の額のみでの軽微な変更（20 パーセント未満の減額）の場合については、この限りではない。

2 知事は、前項の承認をする場合においては、必要に応じ、交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、および第 10 条第 1 項の規定による補助事業の中止または廃止の承認を受けたときはその日から、30 日を超えない日または補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 10 日のいずれか早い時期までに、実績報告書（別記様式第 4 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、速やかに当該実績報告書および関係書類を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査により、補助金の交付条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金に係る帳簿等の保存年限）

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）を経過する日までのいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む。）には、

速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（財産の管理および処分）

第15条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を備え管理しなければならない。
- 3 取得財産等については、大蔵省令に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）を経過するまで、知事の承認を受けず、この県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄（以下、「財産処分」とする）してはならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等を財産処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の財産処分の承認にあたっては、提出を受け付けた日から30日以内に行うものとする。
- 6 知事は、第4項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（標準処理期間）

第16条 第7条の規定による補助金等の交付の決定は、第6条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 知事は、第10条の規定による補助金の変更申請があり、交付決定の変更を行う場合は、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- 3 第12条の規定による補助金の額の確定は、第11条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第17条 補助事業者は、第6条、第9条、第10条第1項、第11条第1項、第14条および第15条第4項の規定による事業計画書の提出および交付申請等については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助事業に適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象経費、補助率および補助額の限度額は以下のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助額の限度額 |
|---|-------|-----------------|
| <p>補助対象事業を実施するにあたり要する以下の経費とする。</p> <p>(1) 以下の決済に対応するシステムおよび機器（車載器、発行機、端末等）の導入ならびに設置に要する経費</p> <p>ア 交通系 IC カードシステム</p> <p>イ クレジットカード等のタッチ決済</p> <p>ウ コード決済</p> <p>エ その他のキャッシュレス決済</p> <p>(2) ノンステップバス、電気バスおよび連節バス等の新車車両本体ならびに車両に付随する、運行に必要なとする装備の導入および設置に要する経費（電気バスにあつては、充電設備等の導入に要する経費を含む）</p> <p>(3) 以下の利用者の待合環境改善または利便性向上に向けたシステム、設備の導入および設置に要する経費</p> <p>ア スマートバス停の標柱および待合室等のデジタルサイネージ</p> <p>イ 案内の多言語対応を可能にするためのシステムおよび設備</p> <p>ウ バスの乗降車等の運行情報を把握するためのシステムおよび設備</p> <p>エ 利用者の待合環境改善を図るための設備</p> <p>オ その他バス事業のデータ等分析により、利用者の利便性向上を図るためのシステムおよび設備</p> <p>(4) その他知事が認める経費</p> | 1 / 2 | 12,000 千円 / 事業者 |

(注)

- 1 補助対象経費について、次の各号に掲げるものは対象外とする。
 - (1) 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を行ったもの
 - (2) 県の他の補助金等の交付を受けている、または受ける予定の経費

(3) 公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

2 県内に営業所を有さない事業者が、主に県内外にまたがる路線（以下「当該路線」という）を運行する車両に対して補助対象事業(1)、(2)および(3)を実施する場合の補助対象経費は以下の取扱いとする。なお、補助対象事業(4)を実施する場合は、別途知事と協議して定めるものとする。

(1) キャッシュレス設備導入事業：自動車検査証の使用の本拠の位置が滋賀県内の住所でない車両に機器を購入し設置する場合は、当該路線のキロ程を当該路線の県内乗入部分のキロ程で割り戻した値で按分する。

(2) 先進バス導入事業：自動車検査証の使用の本拠の位置が滋賀県内の住所でない車両の本体および車両に付随する、運行に必要とする装備を購入し設置する場合は、当該路線のキロ程を当該路線の県内乗入部分のキロ程で割り戻した値で按分する。

(3) 利用者の待合環境改善または利用者の利便性向上に向けたバス事業の高度化事業：自動車検査証の使用の本拠の位置が滋賀県内の住所でない車両に機器類を設置する場合は、当該路線のキロ程を当該路線の県内乗入部分のキロ程で割り戻した値で按分する。

3 県以外の補助金等の交付を受けている場合は、事業費総額（注2を適用する場合は算出した補助対象経費）から当該補助額を控除した額を補助対象経費とする。

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

（申請者）補助事業者
住 所
氏 名 （代表者の職名・氏名）
（発行責任者・担当者）
氏 名
連絡先電話番号

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金について、〇〇〇〇円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条第1項の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（単位：円）

| 事業名 | 交付申請額 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
| | | |

関係書類（事業ごとに作成すること）

- 1 事業計画書（別紙1-1～1-3のうち該当事業のもの）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 その他知事が必要と認める書類

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することができるものとする。

事業計画書

| | | | |
|---|--|----------------|--------------|
| 交付事業者名 | | | |
| 補助対象事業 | キャッシュレス設備導入事業 | | |
| 事業概要 ※右の欄の () 内は計画申請時には削除してください。 | <p>【課題・背景】 (事業を行うにあたっての課題や背景をご記載ください)</p> <p>【導入するシステム】 (導入するシステム名をご記載ください。)</p> <p>【事業内容】 (事業の内容および利用者の利便性向上に資するバス事業の高度化に向けた取組となる理由をご記載ください)</p> <p>【期待される効果・目指す姿】 (事業を実施することによって、利用者が得られる効果やサービスレベルが向上する内容等をご記載ください)</p> | | |
| ○年度事業実施期間 (予定) | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 経費の内訳 | 事業費 (円) | 補助対象事業費 (円) | 交付申請額 (円) |
| | ※ 積算内訳は別紙 2 のとおり | | |
| 特記事項 | | | |

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することができるものとする。

事業計画書

| | | | |
|---|--|----------------|--------------|
| 交付事業者名 | | | |
| 補助対象事業 ※ () 内の事業名を選択して記載ください。 | (利用者の待合環境改善または利用者の利便性向上に向けたバス事業の高度化事業・○○○○事業) | | |
| 事業概要 ※右の欄の () 内は計画申請時には削除してください。 | <p>【課題・背景】 (事業を行うにあたっての課題や背景をご記載ください)</p> <p>【事業内容】 (事業の内容および利用者の利便性向上に資するバス事業の高度化に向けた取組となる理由をご記載ください)</p> <p>【期待される効果・目指す姿】 (事業を実施することによって、利用者が得られる効果やサービスレベルが向上する内容等をご記載ください)</p> <p>【事業実施予定箇所】 (表内に収まらない場合は、別紙にご記載いただいても構いません。)</p> | | |
| ○年度事業実施期間 (予定) | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 経費の内訳 | 事業費 (円) | 補助対象事業費 (円) | 交付申請額 (円) |
| | ※ 積算内訳は別紙 2 のとおり | | |
| 特記事項 | | | |

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することができるものとする。

収 支 予 算 書

| | |
|--------|--|
| 補助事業者名 | |
| 補助対象事業 | |

| | |
|---------|---|
| 事業費総額 ア | 円 |
|---------|---|

（別表1の注2に該当する場合）

| | |
|----------------------------|----|
| 注2に該当する事業の経費 イ | キロ |
| 当該路線のキロ程 ウ | キロ |
| ウのうち県内乗入区間 エ | キロ |
| 注2を適用した補助対象経費 オ （イ×ウ／エ） | キロ |

| | |
|--------------|---|
| 県以外の補助等の金額 カ | 円 |
|--------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| 補助対象経費の計 キ （ア－イ＋オ－カ） | 円 |
|-------------------------|---|

（1）収入の部

（単位：円）

| 負担区分 | 金額 | 備考 |
|---------------------|----|----|
| 県補助金 （＝本事業交付申請額） | | |
| 国庫補助金等 （〇〇〇〇事業） | | |
| 市町補助金等 （〇〇〇〇事業） | | |
| その他の財源 | | |
| その他の財源 | | |
| 自主財源 | | |
| 合計 | | |

※その他の財源がある場合は、その詳細を備考に記載すること。

（2）支出の部

（単位：円）

| 支出内訳 | 金額 | 備考 |
|------|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※上記様式は、標準様式であり、適宜修正することができるものとする。

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金 交付決定通知書

番 号
年 月 日

補助事業者 あて

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請書の提出があった標記補助金について、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象事業への補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助対象事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付決定額 金 円

（単位：円）

| 補助対象事業 | 補助対象事業費 | 交付決定額 | 備考 |
|--------|---------|-------|----|
| | | | |

- 3 補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱、その他関係通知に従わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助対象事業により取得または効用の増加した財産ならびに補助対象事業により設置した施設については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められた資産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない資産には、知事に別途協議し定める期間内）においては、知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。
また、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより、収入がある場合は、その収入の交付金相当分の全部または一部を県に返還しなければならない。
- 6 補助事業者は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿ならびに当該収入および支出についての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することができるものとする。

別記様式第3号（第10条関係）

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金 事業計画変更交付申請書

番 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

（申請者）補助事業者

住 所

氏 名 （代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者）

氏 名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

※ 関係書類は事業計画書および事業費積算内訳書とし、その記載にあたっては、変更後を上段に、変更前を下段（ ）書きにするなど、変更前後がわかるように記入すること。

別記様式第4号（第11条関係）

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

（報告者）補助事業者

住 所

氏 名 （代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者）

氏 名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金の交付決定（変更交付決定）の通知があったこのことについて、同交付金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績書（別紙1-1～1-3のうち該当事業のもの）
- 2 収支決算内訳書（別紙2）
- 3 その他必要書類
 - ・実績の分かる資料や位置図、写真
 - ・車両を購入した場合にあっては、自動車検査済証またはこれに類する書類の写し
 - ・その他知事が必要と認める書類

事業実績書

| | | | |
|-----------|----------------------------------|----------------|-------------|
| 交付事業者名 | | | |
| 補助対象事業 | キャッシュレス設備導入事業 | | |
| 事業実績の概要 | 【導入したシステム】 【事業実績の概要および成果】 | | |
| ○年度事業実施期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 経費の内訳 | 事業費 (円) | 補助対象事業費 (円) | 補助金額 (円) |
| | | | |
| | ※ 積算内訳は別紙 2 のとおり | | |
| 特記事項 | | | |

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することができるものとする。

収支決算内訳書

| | |
|--------|--|
| 補助事業者名 | |
| 補助対象事業 | |

| | |
|---------|---|
| 事業費総額 ア | 円 |
|---------|---|

（別表1の注2に該当する場合）

| | |
|----------------------------|----|
| 注2に該当する事業の経費 イ | キロ |
| 当該路線のキロ程 ウ | キロ |
| ウのうち県内乗入区間 エ | キロ |
| 注2を適用した補助対象経費 オ （イ×ウ／エ） | キロ |

| | |
|--------------|---|
| 県以外の補助等の金額 カ | 円 |
|--------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| 補助対象経費の計 キ （ア－イ＋オ－カ） | 円 |
|-------------------------|---|

（1）収入の部

（単位：円）

| 負担区分 | 金額 | 備考 |
|--------------------|----|----|
| 県補助金 | | |
| 国庫補助金等 （〇〇〇〇事業） | | |
| 市町補助金等 （〇〇〇〇事業） | | |
| その他の財源 | | |
| その他の財源 | | |
| 自主財源 | | |
| 合計 | | |

※その他の財源がある場合は、その詳細を備考に記載すること。

（2）支出の部

（単位：円）

| 支出内訳 | 金額 | 備考 |
|------|----|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※上記様式は、標準様式であり、適宜修正することができるものとする。

別記様式第5号（第12条関係）

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金 額の確定通知書

番 号
年 月 日

交付事業者 あて

滋賀県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告書の提出があった標記交付金について、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 確定額（円） | 備考 |
|--------|--------|--------|----|
| | | | |

※上記様式は、標準様式であり適宜修正することが出来るものとする。

消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

（報告者）補助事業者

住 所

氏 名 （代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者）

氏 名

連絡先電話番号

○年○月○日付け滋○第○号で交付決定通知があった滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金について、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| 1 ○年○月○日付け滋○第○号による交付金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額 （3－2） | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

（報告者）補助事業者

住 所

氏 名 （代表者の職名・氏名）

（発行責任者・担当者）

氏 名

連絡先電話番号

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金に係る財産処分承認申請書

滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したので、滋賀県バス事業の高度化に向けた投資支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 補助事業名

- 2 処分する財産の品目及び取得年月日

- 3 取得価格及び時価

- 4 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）
処分の内容：
処分予定日：
処分の相手方：

- 5 処分の理由

※当該補助対象財産の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等を添付すること